

I 調査の概要

1 調査の目的

国家公務員の定年退職後における就業の状況（再任用、民間企業等への再就職など）及び収入・支出等の生活状況を把握することにより、今後の高齢期雇用等の在り方や職員の生涯設計に関する施策等を全般的に検討するための基礎資料を得ることを目的とする。

2 調査対象人員

令和元年度の一般職国家公務員（行政機関及び行政執行法人）の60歳定年退職者のうち調査実施時点で所在が確認できた4,688人を対象とした。

3 調査事項

(1) 基本的事項

定年退職時の適用俸給表

(2) 定年退職後の就労希望状況に関する事項

- ① 就労希望の有無
- ② 就労希望の理由
- ③ 就労希望勤務形態
- ④ フルタイム勤務から短時間勤務への移行希望、就労希望年齢
- ⑤ 就労希望先
- ⑥ 再任用希望理由、再任用希望時に重視した事項
- ⑦ 再任用を希望しなかった理由

(3) 現在の就労状況に関する事項

- ① 就労状況
- ② 就労していない場合の理由
- ③ 就労している場合の勤務形態、短時間勤務の場合の事情、勤務日数、勤務時間
- ④ 再任用職員の場合の再任用後の適用俸給表、職務の級、ポスト、転居の状況、転居した理由
- ⑤ 再任用についての評価、再任用という働き方の課題や問題点
- ⑥ 国の非常勤職員等、政府関係機関等、地方公共団体等、民間企業、NPO法人に就労している場合の職種、仕事を探した方法

(4) 家族、家計に関する事項

- ① 世帯の人数、世帯の構成
- ② 世帯の1か月当たりの平均的な収入
- ③ 世帯の1か月当たりの平均的な支出、住居の種類
- ④ 世帯の家計の状況、赤字が出る場合の対応
- ⑤ 退職手当の使用予定

(5) その他

- ① 定年退職後の生活や生涯設計を考えるようになった時期、利用したもの
- ② 今後の生活における不安の内容
- ③ 退職前に知っておけば良かった情報等

4 調査の方法

調査対象者に調査票を郵送し、郵送又は電子メールにより回答を返送してもらう通信調査（無記名式）の方法により行った。

5 調査の実施

発送及び回収は令和2年8月末から10月にかけて行い、有効回答率は78.9%（有効回答者数3,697人）であった。

6 結果の集計

人事院事務総局給与局生涯設計課において行った。

7 用語の解説

「給与法適用職員」

一般職の職員の給与に関する法律（昭和 25 年法律第 95 号）の適用を受ける職員をいう。

「行政執行法人職員」

独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号）第 2 条第 4 項に規定する行政執行法人の職員（役員を除く。）をいう。

「フルタイム勤務」

定年前の常勤の職員や従業員と 1 週間当たりの勤務時間（国の場合は 38 時間 45 分）が同じ勤務をいう。

「短時間勤務」

定年前の常勤の職員や従業員と比べて 1 週間当たりの勤務時間が短い勤務をいう。

「再任用」

国家公務員法（昭和 22 年法律第 120 号）第 81 条の 4 又は第 81 条の 5 の規定に基づき、定年退職者を改めて採用することをいう。

「政府関係機関等」

独立行政法人（行政執行法人を除く。）、国立大学法人、大学共同利用機関法人、特殊法人、認可法人をいう。

「地方公共団体等」

地方公共団体、地方独立行政法人をいう。

「民間企業」

営利を目的とする民間の組織をいう。

「NPO 法人」

営利を目的としない民間の組織をいう。

「世帯」

住居と生計を共にする者の集まりをいい、単身赴任のため家族と別居している又は家族が就学等のため別居しているものの生活費等を常に送金している場合、その家族を含む。

「前回調査」

平成 28 年度に 60 歳で定年退職した一般職国家公務員を対象として、平成 29 年に実施した「退職公務員生活状況調査」をいう。

8 利用上の注意

- ① 基本的事項及び定年退職後の就労希望状況に関する事項については定年退職時（令和 2 年 3 月 31 日）の状況、その他の質問については令和 2 年 9 月 1 日現在の状況の回答である。
- ② 各項目の「割合（％）」は、小数点第 2 位を四捨五入したものである。四捨五入の際の端数処理の関係から、複数項目の合計の割合が項目ごとの割合を合算したものと一致しない場合や、全ての項目の割合の合計が 100.0％にならない場合がある。
- ③ 前回調査と同じ設問であっても、設問の構成や選択肢の文言が異なるなど必ずしも同一ではないことがある。
- ④ 集計表中の「X」は、1 人又は 2 人の集計対象者に関する数値で、これをそのまま掲げると個々の集計対象者の秘密が漏れるおそれがあるため秘匿した箇所であり、3 人以上の集計対象者に関する数値であっても、1 人又は 2 人の集計対象者の数値が前後の関係から判明する箇所も秘匿としている。